# 【greener 会員規約】

#### 第1条(目的)

greener会員規約(以下「本規約」といいます。)は、東京地下鉄株式会社(以下「事業者」といいます。)が運営するgreener(以下「当クラブ」といいます。)を、第3条に定める会員 が利用する際に適用するものとします。

# 第2条(運営)

当クラブの運営管理は、事業者の業務委託先である株式会社 BEACH TOWN(以下「受託者」といい、事業者と併せて「両社」といいます。)があたるものとします。

#### 第3条(本規約の適用)

本規約は、当クラブの施設を利用しレッスンを受講する方(以下「会員」といいます。)に適用されるものとし、会員は本規約に同意のうえ、入会するものとします。ただし、次の各号に該当する方の入会はできません。

1.暴力団員、暴力団関係者、その他これに準ずる者(以下総称して「反社会的勢力」といいます。)、又は反社会的勢力に関係のある方

2.刺青をしている方

3.当クラブの秩序を乱し、他の会員に迷惑をかけるおそれのある方

4.その他、当クラブが会員として不適当と認める方

#### 第4条(サービス)

1.当クラブのサービスは、会員に対し当クラブの施設を利用させること及びレッスンを提供することとし、会員は、本規約及び当クラブが必要に応じて定める細則等(以下「本規 約等」といいます。)の定めに従い、これを受けることができるものとします。 2.当クラブは、必要に応じて、サービスの内容を変更できるものとします。

#### 第5条(契約種別、会費、その他料金)

契約種別、会費、その他料金等の詳細は、別途定める料金表によるものとします。

会員は、入会手続き時に契約種別を選択して入会するものとします。

また、当クラブは、必要に応じて契約種別の内訳、会費、その他料金等を変更できるものとします。

#### 第6条(入会手続き)

会員は、本規約の全ての内容に同意する場合、所定の書面に必要事項を記入し、当クラブに申込みの上、契約種別に応じた2ヶ月分の会費を支払うものとします。なお、会員は、 入会の申込みを行った時点で、本規約の全ての内容に同意したものとみなされます。

# 第7条(会費等の支払)

1.会費は、各月末日を締め日とする月謝制です。

2.会費の支払方法は、口座振替(自動引落)のみとし、翌月分の前納制で、毎月27日に指定口座より自動引落となります。(27日が金融機関休業日の場合は翌営業日の引落となります。)

3.3ヶ月以上会費の納入がない場合、当クラブは会員の退会手続きをとることがあります。その場合も、会員は未納会費を納入します。

4.当クラブは、希望者を募ってイベント(不定期)を開催することがあります。会費には、イベントへの参加費は含まれません。イベントに参加される場合、会員は別途参加費を支払うものとします。

5.一度入金された会費等については、理由の如何を問わず、返金いたしません。ただし、第3条により当クラブが入会を承諾しなかった場合その他本規約に別に定める場合は、 この限りではありません。

# 第8条(写真等の撮影及び利用)

1.当クラブは、会員の写真・動画等の撮影を行う場合があります。撮影した会員の写真・動画等は、当クラブホームページや当社の制作する告知・販促物等に使用する場合があり、 会員は予めこれを了承するものとします。会員は、写真・動画等の撮影及びその使用を拒否する場合は、入会時に申告するものとします。申告が無かった場合、当クラブは、写 真・動画等の撮影及びその使用に会員が同意したものとみなします。

2.会員は、受講中にテレビ、新聞、ラジオ、ウェブメディア等の取材が行われる場合があることを、予め了承するものとします。会員は、取材を拒否する場合は、入会時に申告する ものとします。申告が無かった場合、当クラブは、会員が取材に同意したものとみなします。

# 第9条(レッスンの中止・日程変更)

1.当クラブは、当クラブが所在する地域において警報又は特別警報が発令されたとき、その他天災・社会事情により当クラブが必要と判断したときは、レッスンを中止することがあります。

2.当クラブは、当クラブの都合(行事、講師の都合等を含む)により、レッスン実施日を変更する場合があります。

3.前2項に定める事情が生じたときは、当クラブは、当該事情を認識した時点において、会員に対して速やかに通知するよう努めます。

# 第10条(レッスンの振替)

前条第1項に定めるレッスンの中止があった場合でも、レッスンの振替対応は行いません。

# 第11条(各種届出)

# (休会手続き)

1.会員は、休会を希望する場合、月の初日を休会日とし、休会日の属する月の前月の10日までに当クラブに対し所定の「休会届」を提出するものとします。「休会届」のご提出がない場合は休会の手続きはできません。

※例:4月から休会の場合は、3月10日までに「休会届」を提出

10日が休館日の場合は、9日までに提出

2.休会の手続きなくレッスンを欠席した場合、会費は全額発生します。

3.休会の期間及び回数は、当年4月1日から翌年3月31日までの期間において、最長3か月間且つ1回を限度とします。

# (変更手続き)

会員は、第5条に定める契約種別の変更を希望する場合は、月の初日を変更日とし、変更日の属する月の前月の 10 日までに、当クラブに対し所定の用紙にて申し出るとともに、 手数料 550 円(税込み)を当クラブに対し支払うものとします。

※例:4月から変更の場合は、3月10日までに「変更届」を提

出10日が休館日の場合は、9日までに提出

# (退会手続き)

1.会員は、退会を希望する場合、必ず退会希望月の10日までに当クラブに対し所定の「退会届」を提出するものとします。「退会届」の提出がない場合は退会の手続きはできませ

※例:3月末退会の場合は、3月10日までに「退会届」を提出

10日が休館日の場合は、9日までに提出

- 2.「退会届」の提出がない場合は、出席の有無にかかわらず、当月の会費の全額が発生します。
- 3.退会による会員資格の抹消は月末とし、会費の日割り計算はできないものとします。
- 4.退会後、再入会には改めて入会手続きが必要です。
- 5.前各項に定める事務手続きは、受託者が行い、受託者に対して行えば足りるものとします。

# 第12条(会員以外の第三者等の同伴)

会員は、当クラブが事前に承諾した場合を除き、会員以外の第三者及びペット等(以下「同伴者」といいます)を当クラブの施設内に同伴させることができないものとします(盲導犬・聴導犬・介助犬等、特例を除く)。なお、当クラブから同伴者に関し事前に承諾を得た場合、会員は、当該同伴者に対しても本規約に基づき会員が負う義務を遵守させるものとし、当該同伴者の責に帰すべき事由により当クラブが損害を被った場合、その損害の一切を賠償する責を負うものとします。

# 【greener 会員規約】

#### 第13条(禁止行為、会員資格の一時停止、強制退会)

- 1. 次の各号に掲げる会員の行為は禁止いたします。
- (1)法令又は本規約及び公序良俗に反する行為
- (2)会費の滞納、または会費支払の拒否(なお、会費を3か月以上滞納した場合、会員の指定した支払口座の利用が停止された場合は強制退会の対象といたします。)
- (3)他の会員に迷惑を及ぼす行為 (例:レッスンの進行妨害行為、他の会員に対するいじめ・嫌がらせなどの言動等、このほか講師の指示に従わない場合)
- (4)故意・重大な過失による当クラブ各種設備の盗用・使用・損壊行為
- (5)当クラブの許可なくレッスン又はイベントをビデオ撮影、写真撮影及び録音する行為。また、これらの映像、画像、音声等を当クラブの許可なく、インターネット等を介し発信す る行為(素材を第三者に提供した場合を含む。)
- (6)その他、当クラブが不適切と判断する行為
- 2. 会員が前項各号に該当する場合、当クラブは当該会員に対し、相当期間を定めて改善を求める通知を行うものとし、そのうえで会員資格を一時停止することがあります。
- 3. 第2項の通知に基づく改善が行われない場合、当クラブは、当該会員を強制退会できるものとします。なお、強制退会後、当クラブは再入会の申込みを受けた場合であっても、 入会の承諾はいたしません。

#### 第14条(損害賠償)

前条の禁止行為により当クラブに損害が生じた場合、当該会員は、当クラブに対し、その全ての損害を賠償する責任を負うものとします。

#### 第15条(免責)

1.当クラブは、当クラブ施設内又はレッスン参加中の怪我、事故、貴重品・手荷物などの盗難・紛失及びその他当クラブの利用により発生した会員の損害に関し、当クラブの責に帰すべき事由によるものを除き一切の責任を負わないものとします。

2.当クラブは、会員の当クラブ施設外での事故、会員の不注意による事故、会員間のトラブル等につきましては、一切の責任を負いません。

## 第16条(会員の入会時記載事項の変更)

会員は、入会時の会員の氏名、住所、連絡先、引落口座情報などに変更があった場合、速やかに当クラブまで連絡するものとします。連絡のないことによって各取扱いに不備が 生じたとしても、当クラブは一切責任を負いません。

# 第17条(個人情報の取扱い)

# 当クラブは、事業者の個人情報保護方針

(https://www.tokyometro.jp/privacy/index.html)を遵守し、会員の個人情報を適切に管理いたします。

#### 第18条(本規約の変更)

1.当クラブは、適切な期間を別途定め、会員に通知又は会員が容易に知りうる方法で告知することにより、会員の個別の承諾を得ることなく、本規約を変更することができるも のとします。

2.会員は、前項に基づき通知又は告知された本規約の変更に同意しないときは、定められた期間内に所定の方法にて退会の申出をすることにより、本規約の変更の効力発生日 までに退会することができます。前項に定める期間において、退会の申出をしないときは、本規約の変更について同意したものとみなします。

## 第19条(営業時間·休館日)

当クラブの営業時間は原則として次のとおりとします。

ただし、当クラブは、季節により営業時間を一部変更するほか、メンテナンス等のために必要とする場合には、営業時間の変更及び休館日の設定を行うものとします。

#### 【当クラブの営業時間】

月曜日: 9:00~12:00、16:30~21:00 (12:00~16:30は閉館) 水曜日: 9:00~12:00、15:30~21:00 (12:00~15:30は閉館) 木曜日: 9:00~12:00、15:30~21:00 (12:00~15:30は閉館)

金曜日: 9:00~12:00 土曜日: 8:00~16:15 日曜日: 8:45~16:45

なお、祝日の月・水・木曜日は16:45以降閉館とします。

休館日:毎週火曜日、お盆(8月中旬ころ)、年末年始

# 第20条(問合せ窓口)

当クラブの運営に関する質問、申し出、苦情等については、本規約等に特段の定めがある場合を除き、以下を通じて行うものとします。

当クラブ問合せ窓口

TEL:047-311-4918

メールアドレス:metro@greener.tokyo

# 第21条(反社会的勢力の排除)

- 1.当クラブは、現在及び将来において、反社会的勢力と一切の関係を持たないことを表明し、保証します。
- 2.当クラブは、会員が次の各号の一に該当した場合には、何らの通知、催告を要することなく会員資格を抹消することができるものとします。
- ①会員が、反社会的勢力又は反社会的勢力の関係者であることが判明したとき
- ②自ら又は第三者を利用して、当クラブに対し、暴力的行為、脅迫的言辞、偽計、又は威力を用いて信用を毀損もしくは業務を妨害する行為などをしたとき
- ③反社会的勢力に自己の名義を利用させ、入会又は利用をしたとき
- 3.会員は、前項により会員資格が抹消された場合、両社が被った損害を賠償する責を負うものとします。

# 第22条(当クラブの閉鎖・変更)

1.当クラブは、天災地変、法令の制定改廃、行政指導、社会情勢、経済情勢の著しい変化、その他当クラブ及び会員の責に帰さない事由により当クラブの運営継続が困難となる事情が生じた場合、当クラブの全部もしくは一部を閉鎖し、又はその利用を制限することができるものとします。

2.当クラブは、前項により当クラブを閉鎖した場合、全ての会員を退会させることができるものとし、これに対する一切の補償を行わないものとします。

3.会員は、前2項の場合においても、当クラブに対し何らの異議を申し立てないものとします。

# 第23条(司法判断に基づく分離条項)

本規約の各条項及びその他の方法により当クラブと会員との間で定めた事項について、日本国の裁判所により無効である旨の確定的な判断がなされたときは、当該条項又は 事項のみを無効とし、当クラブの運営を継続するために、本規約の趣旨を踏まえて必要な変更又は解釈を行い、これを補充するものとします。なお、この場合、その他の項目及 び事項の効力については、何らの影響を受けないものとします。

# 第24条(合意管轄裁判所)

当クラブ及び会員は、本契約に関する一切の紛争(裁判所の調停手続きを含む)が生じた場合、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

# 第25条(準拠法)

本規約に関する準拠法は、日本法とします。

# (制 定)2024年4月1日

# greener 料金表

# 2024年4月1日より

(1	١)	契約種別
l	l <i>)</i>	

次の3種類の中から、いずれかをお選び頂きます。

□ レギュラー会員契約・・・・月額会費10,450円(税込)

平日・休日とも、営業時間内の大人対象の全てのレッスン※にご参加頂けます。

□ 平日会員契約・・・・・・・月額会費9,240円(税込)

平日限定で、営業時間内の大人対象の全てのレッスン※にご参加頂けます。

□ 休日会員契約・・・・・・・月額会費9,240円(税込)

土曜日・日曜日・祝日限定で、営業時間内の大人対象の全てのレッスン※にご参加頂けます。

□ 都度会員契約・・・・・・・月額会費なし

平日・休日とも、営業時間内の大人対象の全てのレッスン※にご参加頂けます。 月額会費はありませんが、1レッスンご利用の都度、2,750円(税込)をお支払い頂きます。

※キッズスクールのレッスンは、大人対象ではございません。

(2) 月極ヨガマットロッカー・・・・・月額料金880円(税込)

レギュラー会員様・平日会員様・休日会員様としてご契約頂いている期間、ご利用頂けます。 ご希望のお客様はお申込ください。

(3) 月極更衣室ロッカー・・・・・・・月額料金1,100円(税込)

レギュラー会員様・平日会員様・休日会員様としてご契約頂いている期間、ご利用頂けます。 ご希望のお客様はお申込ください。